

どっちが正解?

健康保険は病気やけが、出産など、いざというときに私たちの生活をサポートしてくれる身近な存在にもかかわらず、「健康保険のことはよくわからない……」という人が実はほとんど。まずは二択問題で健康保険のことを知っていきましょう!

同居の家族、 健康保険の被扶養者になれる条件はどっち?

条件を満たした75歳未満の家族について、健康保険では「被扶養者」として病気やけが、出産時などに給付を行っています。三親等内の家族を「健康保険の被扶養者」とするにはいくつかの条件があり、同居の家族であっても、収入が多ければ被扶養者とは認定されません。

年収が
130万円未満

年収が
103万円未満

収入条件は、「主として被保険者の収入によって生活していること」が原則です。同居の場合、年収「**130万円未満***」が条件であり、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。別居なら、さらに年収が被保険者の援助額より少ないことが条件です。年収には、年金や失業給付(雇用保険の基本手当)等も含まれます。

※60歳以上または障害年金受給者は180万円未満
(注)被扶養者の認定は、収入以外にもさまざまな条件を総合的に判断して行われます。

130万円以上になるとどうなるの?

健康保険の被扶養者ではなくなるため、被扶養者から外す手続きが必要です。被扶養者から外れる家族は、自身が被保険者として保険料を納め、健康保険の給付を受けることになります。

よく耳にする「103万円」というのは、所得税がかかるかどうか、また配偶者控除が受けられるかの基準です。パートなどによる給与所得が103万円以下の場合、基礎控除(38万円)と給与所得控除(65万円)を差し引いた所得がゼロになるため、所得税はかかりません。また、給与所得控除を引いた金額が38万円以下の配偶者なら、配偶者控除の対象となります。

+a

平成28年10月からの 基準106万円って?!

平成28年10月から、パート勤務など「短時間で働く人が健康保険等に加入する場合」の条件が変わります。下記すべての条件を満たす短時間労働者であれば、被保険者として健康保険等に加入することができます。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上
- 勤務期間が1年以上見込まれる
- 学生は除外
- 規模501人以上の企業(特定適用事業所)

24 時間電話健康相談サービス

☎0120-53-2101

ニチレイ健康保険組合では、電話による無料健康相談を外部機関(ティーバック)に委託しております。被保険者本人だけでなく、配偶者、被扶養者の方も健康・医療等に関する相談サービスを利用できます。医療の専門スタッフが毎月8万件以上の相談に対応してます。安心してご利用ください。